



# 重度障害者(児)日常生活用具給付等事業のご案内(継続品目用)

### ■ストーマ用装具 ■紙おむつ ■気管孔用プロテクター ■人工/(模)(埋込型用人工鼻) ■収尿器

横浜市では、「横浜市重度障害者(児)日常生活用具給付事業」によって上記5品目を「継続品目」として給付しています。

#### 1 基準額(給付の上限額)と対象要件 (注) 具体的な対象種目は、裏面「6 ストーマ用装具、紙およっの対象種目」を参照

本 一般(和りりユルの			より家種目は、表面「0 本下・平用表点、極わじを分別家種目」を参照				
品目	6か月分を申請時の基準額		対象者要件 ※ 下記の他、年齢要件等あり				
(型式)	月額の基準額	6か月分	7374511 / 180710( <u>180511-1</u> 07)				
ストーマ用装具(消化器系)(注)	(10,000円)	60,000 円	ぼうこう、直腸又は小腸の機能障害を有し、以下①~③のいずれかに該当する方 ①ストーマ造設を行っている方 ②腹部・背部から腎臓、膀胱等にカテーテルを留置することによって、尿路の変				
ストーマ用装具 (尿路系) (注)	(13,000円)	78,000 円	更を行っている方(※カテーテル自体は制度対象外) ③治癒困難な腸瘻を有する方				
	(13,000円)	78,000 円	⑦上記ストーマ用装具の対象者要件に該当する方であって、ストーマ用装具の装着が困難な方 ①脳原性運動機能又は下肢若しくは体幹機能障害2級以上で、対象者要件(※福祉保 健センター窓口でご確認ください。)に該当することが、医師の意見書によって確 認できる方				
紙おむつ (注)	(原則 5,000 円)	原則 30,000 円	⑦ぼうこう又は直腸の機能障害を有し、先天性疾患(先天性鎖肛を除く)に起因する神経障害による高度の排尿又は排便機能障害のある方、若しくは先天性鎖肛に対する肛門形成術に起因する高度の排便機能障害のある者に該当する方。 その他、要件・基準額について、福祉保健センター窓口でご確認ください。				
	(5,000円)	30,000円	②知的障害の程度が重度であり、排泄コントロールが困難であると、医師の意見書によって確認できる方 ③外傷等の理由によって身体障害者手帳の交付を受け、その外傷等を起因として完全尿失禁又は便失禁を伴う等、対象者要件(※福祉保健センター窓口でご確認ください。)に該当することが、医師の意見書によって確認できる方				
気管孔用プロテクター	(350円)	2,100円	音声機能障害の身体障害者手帳があり、咽頭・喉頭を摘出している方				
人工喉頭 (埋込型用人工鼻)	(23,100円)	138,600 円	音声機能障害又は言語機能障害の身体障害者手帳があり、無候頭、発声筋麻痺等によって音声を発することが困難な方 (常時埋込型の人工候頭を使用する方に限ります。)				
収尿器	(5,000円)	30,000 円	身体障害者手帳の交付を受け、排尿コントロールの困難な排尿障害を有する方				

#### 2 手続こ必要なもの

- (1) 購入前に、事前相談・申請が必要です。また、下記の他に追加の書類提出が必要となる場合があります。
- (2) 対象者ご本人以外の方が申請する場合は、申請する方の身元確認書類をお持ちください。

1	個人番号(マイナンバー)のわかるもの	心身に障害がある、制度対象となる方のもの。		
2	障害者手帳	対象要件及び対象者本人確認のため必要です。申請時に窓口にてご提示ください。		
3	見積書	取扱事業者に作成を依頼し、窓口にお持ちください。		
4	(対象要件が1の①、①、⑦の場合は必須 紙おむつ用医師意見書	書式は窓口にて、事前相談時にお渡しします。 かかりつけ医に作成を依頼してください。		
<b>⑤</b>	障害者(児)日常生活用具給付事業申請書	申請時に窓口にて記入してください。		
6	世帯状況·収入等申告書			
7	(市外から転入され市民税が横浜市で課税されていない場合) ・税照会の同意書、委任状 ・市民税課税証明書(※16 歳未満の扶養を確認する場合)	対象者の年齢や世帯構成、税額等によって、ご用意いただく書類の種 類や範囲が異なります。事前に相談窓口でご確認ください。		

#### 3 見積書

- (1) 作成は、購入予定の事業者に、この制度の利用の可否を確認の上、依頼してください。
- (2) 見積書には、品目名の他、商品名、内容量、種目名、単価、数量、申請期間 (〇月~〇月分)、合計金額、対象の方の住所・氏名等の記載が必要です。
- (3) 必要量の記載によって合計金額が基準額を超える場合があります。その超えた額は、利用者負担になります。
- (4) 記載方法は、横浜市ホームページ「日常生活用具」から「事業者の方へ」のページでもご確認いただけます。

#### 4 利用者負担額

- (1) 原則として、1割負担です。ただし、世帯の課税状況に応じて一回の申請ごとに、負担上限額が設定されています。
- (2) 世帯の範囲は、(1)18歳以上(障害者):本人と配偶者

②18 歳未満 (障害児): 保護者の属する世帯全員 (単身赴任等の保護者を含む。) です。

区分世帯の課税状況等			負担上限額		
生活	舌 保 護	世帯	※ 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及 生活保護世帯等 び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支 援給付を受けている場合を含む。	O円	
低	所	得	市民税非課税(注1)世帯	0円	
_		般	市民税課税世帯であって、 市民税所得割額(注1)が最も高い方の税額が、 <u>46 万円未満(注2)</u> の世帯	4, 650円	
制	度対	象 外	いずれかの世帯員の市民税所得割額(注1)が、46万円以上(注2)の世帯	対象外	

- (注1) 市民税額は、①申請する月が7~翌年3月の場合:当該年度、②4~6月の場合:前年度のものを、確認します。
- (注2) ①平成30年度以降の市民税額について、指定都市にお住まいの方であっても、引き続き税制改正前の標準税率(6%)を用います。 所得割額は、②住宅借入金等特別税額控除、③寄付金税額控除が、控除される前の額を用います。また、④年少・特定扶養親族控除が、 廃止される前の計算を用います。

なお、⑤横浜市寡婦(夫)控除のみなし適用に関する実施要綱に基づくみなし適用の対象です。

### 5 給付の流れ

申請

給付決定

受領

支払

年度ごとに上半期(4月~9月)、下半期(10月~3月)の6か月分までを、まとめて申請できます。ただし、給付できるのは、申請した月の分からです。

(例) 4月に申請→4~9月分給付7月に申請→7~9月分給付

区役所から、決定 通知書が届きます。 ※ 事業者へは、給付 券が送られます。

受け取りについ て、事業者とご相談 ください。 用具を受け取ったら、給付券に 署名し、受領印を押してください。 【ご注意ください】

- ※ 半期ごと、必要の範囲内で、お受け 取りください。ただし、公費が負担で きるのは、決定金額内です。
- ※ 決定金額が余っても、翌期へ繰り 越すことはできません。

受け取った商品金 額の1割(ただし、上 限4,650円)を、事 業者へ支払います。

※ 公費負担額は、区 役所から事業者へ支 払います。

## 6 ストーマ用装具、紙おむつの対象種目

	種目名	種目対象品		種目名	種目対象品
	消化器系	ワンピース装具・フランジ・パウチ		洗腸用具	洗腸セット
	尿路系	ワンピース装具・フランジ・パウチ	İ		洗腸袋
	蓄尿バッグ	レッグバッグ			洗腸袋用クリップ
		ナイトドレナージバッグ	ストーマ		洗腸用ストッパー(洗浄液注入に用いるもの)
	補正剤	補正用皮膚保護剤			洗腸用フェースプレート
		凸面リング(コンベックスインサート等)	崩		洗腸用チューブ
	皮膚保護剤	ペースト・パテ・パウダー・ウエハー	· 用 装 具		洗浄液バッグ
		スキンバリア		入浴等補助具	ミニパウチ
ス	消臭剤	消臭パウダー・消臭フィルム			ストマキャップ
ストー		消臭液・消臭シート			ミニパッド
<mark>寸</mark>	潤滑剤	潤滑剤		紙おむつ	テープタイプ
-マ用装具	凝固剤	凝固剤			パンツタイプ
真	剥離剤	リムーバー			フラットタイプ
	ガス抜き用具	ガス抜きフィルター			尿取パット
	穴あけ用器具	専用ハサミ	紙おむつ	洗腸用具	洗腸セット
		専用カッター		※ 紙おむつの給	洗腸袋
	固定具	サージカルテープ		付要件に該当す る方のうち、直 腸機能障害を有	洗腸袋用クリップ
		固定用ベルト・ストーマベルト・腹帯			洗腸用ストッパー(洗浄液注入に用いるもの)
	接続管	ウロ接続管・コネクター・接続用チューブ		する方に限りま す。	洗腸用フェースプレート
	閉鎖具	ストーマ用装具用クリップ・ストッパー			洗腸用チューブ
	ストーマカバー	パウチカバー、ウロバッグカバー			洗浄液バッグ

申請、ご相談、書類の確認 お住まいの区の区役所内、【高齢・障害支援課/こども家庭支援課】まで、直接ご連絡ください。 制度全般に関すること 健康福祉局障害福祉課 電話:671-3931(市役所本庁) FAX:671-3566(市役所本庁)